

第七十一回国 参議院 建設委員会 會議録 第二十二号

昭和四十八年八月二十八日(火曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

八月二十三日

辭任

中村 禎二君

八月二十四日

辭任

岩本 政一君

補欠選任

岩本 政一君

補欠選任

中村 禎二君

出席者は左のとおり。

委員長

野々山一三君

理事

大森 久司君

竹内 藤男君

山内 一郎君

沢田 政治君

委員

上田 総君

熊谷太三郎君

小山邦太郎君

古賀雷四郎君

中津井 真君

中村 禎二君

米田 正文君

中村 英男君

高山 恒雄君

春日 正一君

國務大臣

建設大臣

金丸 信君

政府委員

運輸省港湾局長

竹内 良夫君

建設大臣官房長

高橋 弘篤君

建設省河川局長

松村 賢吉君

建設省河川局次長

川田 陽吉君

事務局側

常任委員会専門員

村田 育二君

説明員

環境庁企画調整局企画調整課長

青木 英世君

農林省構造改善局建設部参事官

京谷 昭夫君

水産庁漁政部沿岸漁業課長

渡辺 武君

運輸省港湾局管理課長

鈴木 登君

本日の會議に付した案件

○公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野々山一三君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

公有水面埋立法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○沢田政治君 公有水面埋立法ですが、大正十年に法が成立してから相当時代の背景が大きな変革をしておるわけです。俗にいうかたかな法案で、当時の状況と今日の状況は全く、これは環境もいろいろな面が違っているわけですね。そういうことで、この法律の内容を見ますと、今日の重要な請にこたえるような改正じゃないんですね。たとえば願書とか図面を縦覧するとか、それを三週間以内に異議があつたならば意見の提出ができるとか、あるいはまた用途変更に関する規定を加えるとか、そういう非常に小手先の改正だけで、はたして今日の国民の要請や――ましてや埋め立て地というのは公害の元凶になっているわけですね。しかも、これが公の土地を埋め立てて、これは國

の領土ですね、それを今度は個人の所有に帰して、そこで利潤追求がされる、国民にもたらされるものはこれは公害だと、こういふことでいいかどうかということですね。いまの田中内閣も言っているでしょう、土地問題で行き詰まって私権を制限しなくちゃならぬなんというところは、これは言っておるわけですね、まあどういふ意味の私権制限かわかりませんが、ところが反面において、公有地を埋め立てて所有権を私のものに移す、これは非常に、私は、言っておること、現にこの法律改正に見られるように、やらんとしておることは逆じゃないかと思うんだけど、大臣どうですか。

○國務大臣(金丸信君) この法案につきまして、ただいま先生から御指摘がありました。私もそう思います。大正十年以来きょうまで法の改正をやらずに、その法文の内容はかたかなで出ておる。実はこの法案を国会へ提案するにつぎましても、実は私はちゅうちょいたしましたわけでございます。この程度の改正で、いまの経済情勢の変化あるいは公害、環境保全というような面、また土地の問題について、私有権の抑制というような問題が強くいわれておるとき、この程度の改正でよろしかろうかということに私は疑義を抱いたわけでございますが、しかしまた反面、大正十年以来のこの法律を行政の面から考えてみますと限界もあると。まことに、この法案を本格的に改正することができないというところは建設省だけではない、運輸省も関係があると。なかなか共管ということに問題点もあるわけでありまして、実は、私はこの法案を出すにつぎましては、全くこの程度の法案を出して御審議願うという、そうしていまの時代に合うかということになると、まことに微々たる改正にすぎぬじゃないかと、そんなことでこの時代の社会情勢に対応できるかという反論は、当然もうおしかりをいただかなかちやならぬ。し

かしました行政にも限界があるというようなことも考えて、土地問題あるいは許可の問題等につきましては、一部前進だという考え方を、そして与党の中にも野党の中にも、この際、法案はこの程度であつても出さないというような強い要請もありまして、私も提案に踏み切つたわけですが、この程度の法案の内容で十分だとは私も考えてはおりません。今後あらゆる努力をして、近い将来にこれを全面的に改正をしないかちやならぬということだけは心にきめておるわけでございます。

○沢田政治君 大臣もこの程度の改正で今日の重要な請にこたえることができないというか、矛盾をお認めのように、これ以上この問題には私は触れません。が、しかしながら、これだけで公有水面埋立法が今日の重要な請にこたえるということじゃ、私はやっぱりこども審議に値しないんですよ、こんな小手先だけの問題では。だけれども、やはりこれだけではこれはいかぬと、最も近い将来に本格的な、今日の重要な請にこたえるような改正をすべきだと大臣が言っておるんで、そういう意味で私は信用するわけですが、どだいこの法律の、何というか、誕生した立法当時の背景を見ますと、埋め立てをする、促進をするというのがこれは主になつておるわけだね。その阻害要因というものは、埋め立ての阻害要因というものを排除しよう、埋め立てることが前提だと、今日のだ、こういう法律になつておるわけだね。今日の重要な請とは全く逆なわけですね。

たとえば大正十年に、この法律が制定されたときの提案趣旨が述べられておるわけですね。若干時間かかりますが、読んでみますが、「現行法ハ公有水面埋立ニ関シマシテハ至テ不備デアリマス。即チ明治二十三年ノ勅令ヲ官有地取扱規則ニ僅ニ二簡条アルノミデアリマス。其条文ハ「官ニ屬スル公有水面ヲ埋立テ民有地トナサンコトヲ請フモノアルトキハ公衆ノ妨害トナラザル部分ニ限リテ之ヲ

許スコトヲ得」ト云フ一箇条デアリマス。ソレデ内務省ニ於テハ其不備ヲ補足スベク訓令等ヲ以テソレゾレ取扱手續等ヲ拵ヘ今日マデヤツテ参リマシタケレドモ、如何ニモ規定ガ不備、不完全デアリマスカラ、其企業ノ円滑ニ行ハルル事モ困難デアリマス。殊ニ埋立区域内ニ他人ノ権利ガ存在シザレバ埋立ヲ為ス事ガ出来ナイト云フヤウナコトニナツテ居リマスカラ勢ヒトシテ有利有益ナル所ノ埋立事業モ、埋立区域内ニ於ケル所ノ既設ノ権利ノ為ニ、遂ニ阻碍サレテ出来ナイ。若シ然ズバ不相当ナル冗費ヲ負担シナケレバ「ナラヌ」云々と、こう言っているわけだ。企業のために埋め立てさせてやろうと。しかも、その既存の埋め立て地の権利、漁業権とか、そういうものをさしていると思うのだけれども、こういうものを極力排除していかうと——排除ということばは適当かどうかかわからぬけれども——解消させていかうと、こういうことでありまして、埋め立てさせることに目的があるわけだ。ところが今日は、埋め立てによつて、その結果起こる自然破壊、環境破壊、生活権の圧迫、一方においては利潤追求の場になつてゐる。さらにはまた、投機の対象にもなつて、地価の高騰の原因にもなつてゐる。これは逆な立場に今日立たなくちゃならぬわけですね。そういうことでありますから、まあ大臣がいま程度の改正じゃとても今日の要請にこたえ得られぬということをおっしゃりましたから、大臣はその程度でいいですが、これは事務当局のほうとしても、最も近い将来にやっばり作業をしていかなんかやらぬと思つておられます。いまの大臣の言を受けて、事務当局は、これだけで糊塗してもう五、六年やつていくということじゃ、私としてはこれは重大な問題だと思つておられます。各方面からこの問題に対していろいろな意見を提起されてゐるわけだ、現行法の矛盾というものを、どうですか、河川局長。

○政府委員(松村賢吉君) この公有水面埋立法につきましては、先ほど大臣から申されたとおり、私どもも完全なものとは今度の改正は思つていないわけでございます。ただし、この改正の内容につきまして、埋め立て地の所属の問題、その他根本的な問題が非常にあります。それで関係各省も、いろいろ関係するところも多い。こういうところから、この問題を詰めるには、かなりの日にちを要するということから、まあ満足ではありますけれども、この一部を改正いたしまして、今日の要請に對しては、一歩前進ということを考えておるわけでございます。したがうして、今後ともこの抜本的改正につきましては、この内容の検討あるいは打ち合わせ、必要に応じて委員会等を設けて、いろいろ結論を出す必要もあらうと思つておられます。こういうことによりまして完全な抜本改正を行なうということ、今後引き続きましてこの努力をしていく所存でございます。

○沢田政治君 局長が一歩前進と、こう言つてゐるわけですが、私も一歩も前進しておらぬということも言つておられますが、しかし一歩前進といつても、今日の要請から見たら、そういう視点から見たら前進しておらぬやうな、これは、若干手直しをして、色合いをつけたと、こういう程度に私は思つておられます。たとえば先ほど申し上げましたように、埋め立ての免許、あるいは埋め立て地の権利の移動、用途の変更等については若干の手直しをして、これだけじゃもう今日の要請にこたえておらぬわけでありまして、でありますから、最もいま公有水面の埋め立てにとつて、それをめぐる問題で一番解決しなくちゃならぬ緊急な、しかも重要な問題と思つておられます。その現状把握、現状の矛盾、今日の要請の内容といふものをどういふうに受けとめておられるか。将来抜本改正の際、いま程度の改正で若干の前進だということじゃこれは大きな期待持てないわけだから、どういふ問題が今日起こつておられるのか、その現状理解といふのが、現状認識といふものが重要な私はポイントになると思つておられます。また事務的な若干の改正を

して、これ一歩前進だということじゃ、これはたいへんだと思つておられます。私は何と公有水面を埋め立てるなといふことを言つておらんじやないんですよ。必要な場合には埋め立ててもいいでしょう。それによつてもたらされるメリットとデメリットですね、これを検討してみなくちゃならぬと思つておられます。法制定当時のように企業の利潤追求という視点ではないんですよ。国民的な視野に立つてメリット、デメリットをどう判断するかということが大きな問題だと思つておられます。ただやみくもに反対しているわけじゃないわけですよ。そういう立場に立つて何が今日問題なのか。一応、将来法案をまた手直しする際に、抜本改正する際にこれは重要なかなめになりますので、現状認識、理解、どう考えておられるのか、何がいま問題なのか、この点から御見解をお伺いしておきたいと思つておられます。

○政府委員(川田陽吉君) お答え申し上げます。法案の体系の問題として、体裁の問題として一つございまして、御承知のように、現在の大正十年の公有水面埋立法は全くの手続法という体裁で法案が、法文が整えられておられますが、また、そのために長い寿命を今日まで続けてきたわけでございますが、単なる手続法、純粹の手続法といふことではないのかどうか。すなわち計画法、埋め立てについての一つのビジョンというやうなものがはつきり出てくるやうな、そういう計画法といふやうなものを加味する必要があるのではないかと、いふやうな点が一つ形式の問題として大きな問題だと思つておられます。

それから内容の問題につきましては、先生たびたび御指摘のように、公有水面の埋め立て、海面の埋め立てといふやうな問題に伴います環境上のものもろもろの問題、それから埋め立てられた土地の利用のあり方についての問題、住宅用地あるいは公共用地としての利用のほか、工業用地その他のいろいろな、農業用地はもちろんのこと、いろいろな目的に供されておられますが、今後埋め立て地の利用のあり方としてはどういふのが望ましいかといふやうな点、それから現在長い歴史のもと

に、公有水面を埋め立てた場合には埋め立てた人に所有権を原始取得させるという法体系になつておられますが、そういう考え方でいいのかわるか、いろいろ土地所有権は与えないで利用権だけ与えるという考え方もあるではないかといふやうな御指摘もいただいております。それから、そういう所有権を認めないといふれば、こういう問題は解決するわけでございますが、かりに所有権を認められた場合には、その埋め立てられた土地が転々売買されるということに對する規制のあり方、今回の改正では、この点については十分私どもとしては配慮したつもりでございますが、なお、さらに検討を続ける必要もあらうかと思つておられます。それから埋め立てられた土地の利用につきましては、ただだけの期間、一体利用規制について官庁として関与し得るかといふやうないろいろ基本的な問題がたくさんございまして、そのやうな問題につきまして各方面の意見も十分聞きながら、また私どもとしても資料等十分準備いたしまして、引き続き常に全文改正といふものに対する努力を怠らないでやつていかなければならないといふやうに考えておられます。

○沢田政治君 川田次長、あんな内容を知つてゐるんだよ。つまり、なぜやらぬかといふことですね。自然環境が破壊されるということも言つておられますし、また自然環境の破壊と同じ意味を持つわけですが、海城、湖沼等の汚染公害等の発生ですね、まあ内水面漁業等の破壊ですね、ハマチが何ぼ死んだとか、瀬戸内海なんかでたいへんなことになつてゐるわけですね。一方においては、埋め立て地がコンピナートになるわけだから、過疎過密の一つの原動力になつてゐると、こういうことも知つておられるし、しかもこれは私有権に移すこととどういふかと、また利用権を与えたとしても、それを変更する場合にどうかといふ矛盾ですね。十年といふことを一応規定しておられますね、それでいいのかわかるといふことも知つてゐるわけだ。だから、問題点知つてゐるわけですね、あんなのはもう。その意味においては、今日の要請とい

うものは何かという事は知っているわけだ。それをあえて今度やらなかった理由ですね。特に建設省等では、土地問題解決の場合には私権の制限もあえて辞さない、こういうことを言っておるでしょう。まあ、しかし憲法の私有財産権もありますから、そう簡単にはいきまいと思いますが、この場合は憲法も何もないわけだよ、国の公有水面なんだからね。もう頭でこれはだめですと、今度埋め立てた土地は、利用権は与えませすけれど、もう私有権という財産権は与えませんと言ったらそれで終わりでしょう。憲法との関連なんというものはないわけだ。憲法との関連あるものも、公共の立場に立つて考えなくちゃならぬという今日ですね、憲法との関連が全然出てこないという問題を、私有権を与えるというのを容認することと違つて、たゞまゑと本音と違つて、こう言われてもちよつと弁解の余地ないでしょう。大臣が先ほど言ったことばの中には、もつと本音的に改正しなくちゃならぬと言つてますから、私の言っていることを含めて考えていると思つたわけだ。だから、事務当局はなぜそれを踏み切れないか、財界が反対するかどうか、利害関係者の特に大目のはうが反対するかどうかですね。そこまで踏み切れない理由ですね。いままで立法の作業をしてきたんだから、どういふことでこれ踏み切れないか、川田次長、あなたがこの担当者らしいから、ちよつと答えてください。

りとして規制したほうがよろしいというような、まあ先生からは小手先改正との御指摘をいただきましたが、一挙に全文改正に飛び込む前に、やはりその予備的な段階として、一度、一部改正という形に踏み進めたいと思つて、一部改正即ちした解決も一歩前進と私も考えているわけですが、そういう法案の全体の姿を抜本的に変えることなく、できるならば一部の手直しである程度現状の、何と申しますか、解決をはかったほうがよろしいではないかという考えでやつたわけでございます。

また、特に所有権付与の問題でございますが、公有水面埋立法のまたその前身である官有地取扱規則の第十二条の条文を先生が御披露されましたが、そのように長い歴史のもとに埋め立てに對する所有権付与という、そういう現実もございまして、一部改正の段階としてはなかなかそこまでの踏み切れないという点がございまして、また、もうちよつと事務的に御答申申し上げますと、現在国有財産の払い下げという制度があるわけでございますが、そういう意味でこの公有水面の埋め立てについて全くその所有権の付与を認めないという、これはまあいろいろな形の埋め立てがございまして、すべての埋め立てについて全部所有権付与を認めないというところが現状に即しているかどうかという点についても私もどうもはなはなかな踏み切れないという問題がございまして、所有権を国に保有するの、あるいは公共団体に保留するの、あるいはいろいろな問題もございまして、管理上のそういう使用権だけを与えて、地権と申しますか、所有権を国または公共団体に保有した場合は管理上のいろいろな問題等についてのさらには慎重な検討を必要とするというふうなことで、一部改正をございまして、その点ではなかなか踏み込むことができなかったというところでございまして。

また、特に所有権付与の問題でございますが、公有水面埋立法のまたその前身である官有地取扱規則の第十二条の条文を先生が御披露されましたが、そのように長い歴史のもとに埋め立てに對する所有権付与という、そういう現実もございまして、一部改正の段階としてはなかなかそこまでの踏み切れないという点がございまして、また、もうちよつと事務的に御答申申し上げますと、現在国有財産の払い下げという制度があるわけでございますが、そういう意味でこの公有水面の埋め立てについて全くその所有権の付与を認めないという、これはまあいろいろな形の埋め立てがございまして、すべての埋め立てについて全部所有権付与を認めないというところが現状に即しているかどうかという点についても私もどうもはなはなかな踏み切れないという問題がございまして、所有権を国に保有するの、あるいは公共団体に保留するの、あるいはいろいろな問題もございまして、管理上のそういう使用権だけを与えて、地権と申しますか、所有権を国または公共団体に保有した場合は管理上のいろいろな問題等についてのさらには慎重な検討を必要とするというふうなことで、一部改正をございまして、その点ではなかなか踏み込むことができなかったというところでございまして。

○政府委員(川田陽吉君) 大正十年に制定されましたからこの公有水面埋立法は一度も改正されておられないわけでございます。そうした中で一度に全文改正に飛び込むというためにはやはり相当の期間を要するわけでございます。しかしながら、一方において最近の社会、経済環境の変化に伴ひまして、環境保全上の見地から、現行法——行政運用だけでカバーし切れない面もございまして、また権利転売売買等についても法律をもつてはつき

いたと。これは外国でも資本主義国家は私有権があるわけですが、特にそれが投機の対象になる、こういうところが土地の大きな隘路になっていることはもう御承知のとおりですね。でありますから、土地問題にメスを入れるためには、いつかこれは避けて通ることのできない一つの道程だと思つて、しかしながら、大正十年来大きな改正をしないが、今日までできたので、一回にやるならば、これはショック死するから、徐々に薬にならしていかうというふうな適当なことを言つていまして、それがショック死するのかわかりませんが、それがショック死するのかわかりませんが、そういう立場に立てば、私は別の立場に立っているものだから、そういうショックとか何とかじゃない国民のショックのほうが大きいと思うから、思い切つてこの際改正しなさい、こう言っているわけだ。しかし、これはあなたとこの種の応酬をしても解決する問題じゃない。しかしながら、五、六年この模様を見てということになる、土地問題と関連して、やがては——今国会は来ないだろうと思つて、国総法等も来るわけだ。必ずこれはやっばり問題になりますね。だから、あと五年とか六年じゃなく、来年の通常国会にでも出すような準備はぜひともこれは進めてもらいたい。そうでなければ、いろいろな関連法案が出た場合でも、この問題が大きな目になることだけは私は警告しておきたいと思つて。

○政府委員(川田陽吉君) 縦覧期間の三週間という考え方につきましては、一般の立法例によりまして大体二週間でございます。まあ何週間が一番適当であるかということにつきましては、私ども

として他の立法例等との均衡も考えまして本来二週間ではないのかと考へたわけでございますが、特に三週間にいたしました理由は、今回の改正によりまして、公有水面埋め立ての願書が都道府県知事に提出された場合には、都道府県知事は告示をする、受け付けた都道府県知事はまず直ちに告示をするわけでございますが、告示をしたときは遅滞なくその旨を関係都道府県知事に通知すべしということ、関係都道府県知事もそれを通知する、そして関係都道府県知事はその通知を受け取つて、またそれを告示するというふうにしてございまして、二週間のほかさらに関係都道府県知事に対する連絡、そして告示という期間等も配慮いたしましたので、さらに一週間加えて三週間というふうにした次第でございます。

そこで今度まあ願書とか図面ですね、これを地域住民に縦覧する、しかも三週間以内に、まあ意見があった場合は意見を、何というか述べると。この三週間というのはどういふ観点から三週間——三週間と周知徹底するといふふうに考へたのか、この三週間という期限を区切つたその三週間の求めどころは、これはどういふ根拠があるわけですか。

○政府委員(川田陽吉君) 今回の意見書の提出の制度は、本来免許を下す都道府県知事の判断の資料として必要であるという考え方で、免許処分にかかるべき意見書は反映させなければならぬという考え方でございまして、法律上の直接のつな

がりはございませぬけれども、しかし今回の改正によりまして、第四条に免許基準を法律上入れたてでございます。で、都道府県知事は免許の申請があつた場合に、「埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ」ということで、法律上の免許基準を定めております。「国土利用上適正且合理的ナルコト」とか、「其ノ埋立が環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」とか、それから「埋立地ノ用途が土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体の法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト」とか、「埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模が適正ナルコト」とか、それから分譲用の埋め立てにつきましては、「出願人が公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト」とか、「出願人が其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト」とか、いろんなそういう都道府県知事の免許基準を法律上与えております。そうした免許基準の背景となる具体的な意見として都道府県知事はその意見書をしんしゃくするわけでございまして、先生御指摘のように直接法律上のつながりは持たせておりませんが、運用上そういうことでこの意見書というものが取り扱われるわけでございします。

○沢田政治君 この免許基準はわかつております。しかし、この免許基準というのも非常に抽象的ですね。知事がこれはもう自然環境に大きい影響を来たさないというように、こう主観で考えればいいのだからね。そこには科学的な、どうなつてどうなるというところまで調査する必要もないし、そう思ったというところまでいいんだからね。だから、これは私は知事に全部この権限を集中するといふことはどうかと思つております。免許権者も知事でしょう、また、県知事が事業を行なう場合には、これはもう事業主体でもあるわな。そうしてまた補償する場合の裁定者でもあるわな。立法、司法、行政一手に握つてゐるわけだ、この場合ね。これで公正な地域住民の意見というものは吸収されないですよ、実際問題としてですね。な

ぜ、たとえば免許する場合なら免許する場合、それを審議する第三者的な審議会なんかの答申を得て最終的にこれは知事が認可するとか、あるいはまた補償する場合ですね、漁業等におけるそういう場合、第三者的な公正なものを置いてその機関でこれを裁定すると、こういうふうにしていいんですか。これおかしいんですよ、他の法案から見ても。一人の地方長官、昔でいえば地方長官、いま知事ですね。それが全部自分の判断でやるという、こんな代官政治的な、こういうやっばり手法というのはないんですよ。これもやっばりかたかな、何とか法律のこれは弊害ですわ、最たるものですよ。こういふことぐらゐ、こういう矛盾というものをあなた方は知つてゐるはずですよ。知つてゐるけれども、このほうがやりやすいといふことだと思つてゐるんですよ、あなた方からいへば、埋め立てを促進させてやろうという立場に立つ限りは、一人の人間が全部判断してやるんだから、これは非常にスムーズにいくな。だから、こういう矛盾考えないんですか。建設省の他の法案でもいろいろな法案あるけれども、まだ他の別の法案ありますけれども、大体そういうものを分けてやつてゐますよ。一つのものが認可して事業もやり補償もするよ、こんなばかなことはないんですよ。ね。そういう矛盾考えたんですか。考えたならば、なぜこういうふうな形に依然としてなつてゐるのか、この点はいかがですか。

○政府委員(川田陽吉君) まあ都道府県知事にそういう権限を集中してゐるというところは先生御指摘のとおりでございますが、審議会というものの性格とどういふようなものから考えまして、公害対策の審議会もありませんし、また地方開発的な審議会もありませんし、一体どのような性格の審議会が一番ふさわしいかというふうなこともいろいろ問題になるわけでございます。知事そのものの行動というものはいろいろ多くの人格に分かれておりますので、いろんな法律によってそれぞれの役割りを持たされてゐるわけでございますが、同時に県会とか、いろいろなそういう委員会というよ

うなもの規制も現実の問題として受けております。そこで今回の改正におきましては、知事というものの地位を旧法、本法のスタイルのままに残しておいたわけでございます。それから補償の裁定の問題につきましては、いろいろな立法例等いろいろなまだ行き方をしておられることは先生の御指摘のとおりでございますが、一言にして申し上げますと、都道府県知事というものの性格を地域社会における一番そうした実情について詳しく存在であるというところから、今回の改正においても旧法のままだしておいたわけでございますが、現実的な運用を、かりに不服がある人の不服を押し切つて強行するといふような法律の運用であると思はれますが、そのような運用も現実的には行なわれたいと思つてゐるわけでございします。

○沢田政治君 あなたの言うことを聞いています。知事というものはその地域のすべてに精通しておるんだから万々間違いがなからうと、こういうことに尽きるわけだ。まあ他の立法例もあるからということをつけ加えておられますが、要約しますと、知事は全部知つてゐるんだからその地域住民とか離れた判断とかそういうものを示さぬだろつというふうな、人間性善説というふうな意味のそういうふうな抽象的なこと言つてゐるわけですが、どんなに英邁な人間でも間違いというものはありますよ、主観というものはね。でありますから、あなたの論法でいくならば、頭のいい独裁者の政治のほうが民主主義よりいいということになるわけだ、これはね。やっばり一人の人間といふのは間違いをおかさないわけですよ、これはね。だから遠道もおかさないわけですよ、みんな衆知を集めて甲論乙駁して出る結論がいいということになつてゐるんですよ、今日の議会制度でも。根拠にならぬと思つておられます。弁解としては、私は一つの弁解としては受け取りますけれども、特に利害が相錯して地域住民が被害を受けると政治の焦点になつてゐる問題でありますから、

知事は何でも知つてゐるんだからそのほうがいいのか、これは弁解とか一つの答弁にはなるけれども、やっばり今日の現実というものを理解してない証拠だと思つておられますよ。まあ、それを言つておつてもしょうがありませんから他に移ります。第三条第三項の「利害関係有スル者」といふ利害関係者というものはどういふ範囲ですか、これは。まあ「利害関係有スル者」といふことになると、ある場合は国民全部、その地域に住んでおられる者は全部利害関係者だと思つておられます。これはどこでどうしぼつてゐるんですか。一応利害関係者の範囲というものをあなたがいま考へておられる、また政令にある利害関係者はどういふものか、ここに明らかにしてもらいたいと思つておられます。

○政府委員(川田陽吉君) 「其ノ埋立ニ関シ利害関係有スル者」の概念についてのお尋ねでございますが、これは意見書を出してございしますが、自分自身が「利害関係有スル」と考へる人は意見書を出してゐるわけだ、したがひまして、これを特に限定的に、制限的に考へる必要はないと思つておられます。

○沢田政治君 そうなると自分の主観で、おれは利害関係があると、こう自分で自認できる者は全部意見書を出せるわけですね、そうでしょう。

○政府委員(川田陽吉君) はい、さうでございます。

○沢田政治君 たとえばこういう場合どうなりますか。漁協で——漁業組合ですね、これは公有水面を埋め立てるといふことになりまして漁業権との相関連が出てくるわけだから、一番先に利害関係が大きくクローズアップされるのはやっばり漁業権の問題だと思つておられます。魚の問題だと思つておられます。その場合、漁業協同組合によって、ひとつこれは協力してやろうということ、組合長さんが多数派工作をして、三分の二ぐらいでこれはいいと、よろしいと、こう承諾しますね。その場合

で選考してきたわけですが、四十八年度に予定しております入植者の募集、選考にあたりましても基本的には従来の考え方を踏襲いたしたい、かように思っております。確かに、先生御指摘のように、地元秋田県の御事情から県当局からも、今回の入植者の選考にあたっては地元優先という考え方をとつてくれという要望をたいへん強く私も受けております。ただ、先ほど申し上げましたように、この八郎潟新農村建設事業は全国的な観点で始めた仕事であり、私どもとしては、先ほど申し上げました基本方針はこの今行なわれる最終の入植者募集にあたっても貫きたい、かように思っております。

ただ、実際問題として、過去の入植者の選考にあたりましても、結果的には非常に関心が深いあるいは非常に能力の高い方々がおられるということもありまして、秋田県出身者のウェイトが、入植募集をしまして、現在、入植選考で選ばれて入っている方々の約半数を占めております。したがって、基本的に従来方式の募集選考方法をとることでも、地元優先と申しましたように、あるいは地元の方々が選考を経てそれなりの方々の確保するという結果は十分期待できるのではないかと、かように思っております。いずれにいたしましても、この入植者募集、選考の問題につきましては、将来それぞれ地元秋田県民あるいは大潟村の村民として定住される方々の選定の問題でございますので、私どもの一存だけではなく秋田県当局の御意向等十分調整しながら進めてまいりたい、かように思っております。

○沢田政治君 残存農地というのか、残存造成地ですね、いままでのやり方はやはり所有権を個人のものに帰属するわけだ。そうじゃなく、いま土地問題こんなに叫ばれておるし、深刻な問題になつておるわけですから、土地の使用権のみを与えるということを考えておるべきだと私は思いますが、やはり土地の所有権というものもいろいろ土地問題の根になっていきますから、まあモデル農地をつくるという目的でやつたわけですが、

来十年、十五年後に転売しちゃって業者が買い占めて、あそこは国定公園のそばでありますから、スモッグが立ち込める日もなしとは言えないと思えます。そういう意味もありますから、一そうこの際いままでも所有権に帰属せしめたものはこれはしようがないとして、将来は利用権だけ与えてやる、こういう方法が考えられないかどうか。これは政府の土地政策の大きな一環になると思えます。そういう関連もあると思えますが、そういうことの検討をしたことがあるのかないのか。

もう一つは、残存造成地が工業地帯になるんじゃないかといったわきも出ておるわけだ。これはわきわきの域を出ないと思えます。一時は飛行場とか自衛隊の目をつけたということで、盛んに上を自衛隊のジェット機が飛んで、これは何か飛行場にされるんじゃないか、こういう警戒の念を地域住民が持ったことも一時あります。まあ秋田県が民間飛行場をあそこじゃない別のほうに選んだようですから、民間飛行場についてはあの地点じゃないということでは明らかになりました。飛行場もしくは工業地帯にあそこをすることを考えがたならば私はいへんかと思えます。なぜならば、あそこは半農半漁の方々が漁業権を放棄する際には、国家的な食糧増産だということではこれを手放したわけでありまして、また利潤追求の場になる工業用地になるということになると、これは事情が違つたわけだ。もう一回補償し直さなくちゃならぬということがこれは出てくると思えます。でありますから、あくまでもあそこは当初の目的どおり日本のモデル農村を建設するんだ、生産性の高い一つの模範的な農業地帯にするんだという線はくずしておらぬの、かどうか、この点はいかがですか。

○説明員(京谷昭夫君) まず御質問のあとの部分でございますが、八郎潟の新農村建設事業ででき上がった土地を将来工業用地として使う可能性はないのかという御質問でございます。これは私どももいたしましては、先生から御指摘いただきましたように、あくまでも私どもがこの事業に着手

した当初に考えておりました模範的な新農村をつくるという目的を逸脱することのないような土地利用をはかりたい、かように考えております。現実にはそれを担保する手段としましては、御承知のとおり、農地利用が始まりますれば、農地法による利用規制あるいは土地改良法に基づきます目的規制がそれ働くことになりまして、そういった諸制度を十分活用いたしまして、新農村建設という大目的に反するような事態を招かぬようにつとめてまいりたいと思えます。

それから御質問の前後の、一般的に干拓事業としてでき上がった土地の処分の形態として、所有権を個々の農家に与えるという方式ではなくて、利用権を設定するという方式が考えられないかという点でございますが、御指摘のとおり農業自身におきましても土地問題、たいへん私どもにも大きな課題でございます。そこで、干拓事業によつてでき上がった土地を利用権を設定するという方式で処分してはどうかという議論は、実は内部でも率直に申しまして数回にわたつていろいろ検討してございまして、ただ御承知のとおり、現在の土地改良法の背景に従つて行なわれている干拓事業の造成地の処分のしかたというのは、原則的にはやはり個々の農家に所有権を持たせ、その所有権に基づいて耕作の業務を営む、そういう農業形態を基本としておりますので、一般的に利用権設定方式に切りかえるということは非常に現制度のもとではむずかしいであろうということで、実は八郎潟の未竣功地——竣功地はすでに個人配分してあるわけですが、残つておる部分についても個人配分を原則として進めてまいりたい。ただ、これも先生御案内のことでございますが、各都道府県に農地保有合理化法人というのが設立されておりました、農地保有合理化法人の業務といたしまして、農地の売買業務を行なうほか、土地の貸し付け業務をやる、購入した土地を一定期間貸し付けるといふような業務を行なう特別の法人が設けられております。まだこの農地保有合理化法人の活動は、発足して間もないこともありま

て、必ずしも円滑に動いておりませんけれども、将来そういう農地保有合理化法人の活動を干拓地の処分にあたつて考えていくというふうなこともあり得るのではないかと、いろいろ内部での議論はございますけれども、具体的にそのういつたものをどういうふう利用していくか、活用していくかということについてはなお若干の検討の期間をいただきたいと思っております。

○沢田政治君 私は、利用権のみを与えて所有権を与えないほうがいいと、こういうのは別の面からも考えているんです。今日、一般の地価の高騰によつて農地にもこれは波及しているわけですが、でありますから、零細農家からこれはもつと量的に拡大された農業に切りかえるということになつても、今日的には地価の問題、農地の問題から不可能です。これは、そうでしょう。ちょっと何かができるということになると坪一万円ぐらいする、農地であつてさへもすね。こういうことでは、たとえば米を例にとつても十アール当たり六百キロぐらいですか、よくとれて六百キロですね。その価格から推算していくならば、とても十アール三百万円なんという土地を買つた場合は、小学生の算術ではじいても、農業は成り立たぬですわね。でありますから、日本は零細農業だ、これをもう少し大型の農業にしくちやならぬということになつても、農地価格の面がブレイキになっていることは、これは事実であるわけですが、そういうことでありますから、あそこをモデル農村にするならば、やはり所有権というものは県が持つか、国が持つか、これは別です、公で持つておつて、利用権を与える、何というか一つの道しるべをつくつたほうがいいじゃないかと、こういうふうにご研究していただきたいと思っております。まあ農林省はそれでけっこうです。

それから一体この公有水面の埋め立て権という権利が、これは公権であるか私権であるかですね。まあ私は私権の議論はしません。いろいろいわれていきますね。どっちにもとれるわけだね。

て、必ずしも円滑に動いておりませんけれども、将来そういう農地保有合理化法人の活動を干拓地の処分にあたつて考えていくというふうなこともあり得るのではないかと、いろいろ内部での議論はございますけれども、具体的にそのういつたものをどういうふう利用していくか、活用していくかということについてはなお若干の検討の期間をいただきたいと思っております。

どっちにもそれぞれの理由がある、法的にはね、
事実上照らしてみれば。これは一体建設者として
は公権だと考えているのか、私権だと考えて
いるのか、また、ある部分、ある段階まで公権で
あって、ある現実には私権だと考えているのか、こ
れはどっちですか。どういふ見地とどういふ定説
に立って考えているのか、この点をお聞きしたい
と思ふんです。

○政府委員(川田陽吉君) 埋め立て権が公権であ
るかあるいは私権であるかという問題はたいへん
これはむずかしい問題でございますが、大正六年
の大審院の判例におきましては「埋立権ハ、其ノ
埋立ヲ条件トシテ之ガ所有権ヲ取得スルモノナレ
バ私権ノ範疇ニ属スルモノトス」という判例がご
ざいます。もちろん現在の公有水面埋立法が制定
されましたが大正十年でございますから、その
前の判例ということになります。この法律の考
え方自体といたしまして、やはり一種の財産権
的な扱いをしているというふうに考えられます。
しかしながら、完全な私権であるかどうかとい
うことになり、非常に公権的な色彩が強いとい
うふうに私も考えております。埋め立て権の
母体となるような昔からの古い一種の埋め立て
権、これを大なる権とか、なわとかいうことで関
東から西のほうでは大体法律制度が制定される前
にそういう扱いが古くからされておりますが、そ
ういふ段階においては私権的な性格が非常に強
いと思ひますが、公有水面埋立法が制定されてから
後の埋め立て権は私権ではありますけれども、公
権的な色彩が非常に強い。すなわち埋め立て権の
発生そのものが行政官庁の免許であり、その譲渡
については行政官庁の許可が必要であるとか、そ
れから埋め立て権の行使にあつては相当強い行
政権力を与えられて保護されているというふうな
実態から逆に公権としての性格が非常に強い私権
である。こういうふうには私どもも解して取り扱
つておる次第でございます。

○沢田政治君 私に別に法律論争好んでここでや
るためにこの問題提起しておるのではなく、た

だ、ここをきちんとしておかなければ——たとえ
ば埋め立て免許にあつてこれは私有に属するわ
けです、この土地がですね。そういう前提に
立っているわけだ。その際でも公用または公共の
用に供するために必要な土地もあるわけですね。
これは私権であるということになると、個人的な
財産を公のために使う場合には、簡単なことばで
いへば適正な補償がなければそれを取用できない
わけですね。その場合あくまでもこれは私権説と
いうことになると何かの代償を与えなくちゃなら
ぬでしょう。そうなると思ふんです。この点
は法律的にはこれは明確じゃないわけだ。だから
この点をやっぱり法律的に明確にしなければなら
ぬじゃないかと思ひます。たとえ埋め立てた
土地は何に使うかですね、これはわかりません
よ。わかりませんが、一般に考えられる
場合は、たとえば港の付近であるならば物揚げ場
とか係船岸壁とか護岸とか堤防とか道路その他の
公共の用に何となく役立てなくちゃならぬ土地
もあるわけですね。でありますから、こういう場
合はどういふ解釈でどうするか。これはやはり
きちんとしておかなければ争いが起こつた場合こ
れはたいへんになるわけだ。ただ大審院の大正
六年ですか、判断どおりこれは私権だということ
でいくのか、これはやはり法律的にきちんとして
おかなければならぬと思ひますが、どうですか。

○政府委員(川田陽吉君) 公有水面の埋め立て権
は権利の種類、公権か、私権か、どちらの分類に
入るかということになります。やはり私権である
というのが定説かと思ひますが、しかし非常に
公権に基づく制約が大きい私権である。もう純粹
の私権ではなくては非常に公権的な色彩の強い私
権であるというふうには私どもも考えて運用いたして
おります。

○沢田政治君 この点については私非常にまだ議
論があるわけだ。だけれども、これは少し長くな
りますから、私の質問きょうこれで終わるわけ
じゃないから、ひとと残しておきたいと思つてま

それで今度免許されて埋め立てて個人の土地に
なつた、そういう場合、用途変更はどうなるん
ですか、今度の法改正において。
○政府委員(川田陽吉君) 今回の改正におきまし
ては二十九条の改正を行つております。そうし
て二十九条では「第二十四条第一項ノ規定ニ依
りて埋立地ノ所得権ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継
人ハ第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年
内ニ埋立地ヲ第一條又ハ第十三條ノ第二項ノ
規定ニ依リ告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムト
スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ
許可ヲ受クベシ」、こういう原則が法律で規定され
ております。ただし書きで「但シ公用又ハ公共
ノ用ニ供セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ」と、
こういう規制をしております。すなわち埋め立て
地が竣功いたしましたところへ原始取得される
所有権は埋め立てた人のところに原始取得される
わけでございますが、そうなつたあとでも十年間
は、埋め立て地を免許をもらつた埋め立て用途以
外の用途に使用しようとするときは都道府県知事の
許可が必要である、こういうことでございます。
そして、どういふ場合に許可するかということに
つきましては各号の規定がございまして、一号
は申請手続が形式要件にかなつていないこととい
うことでございます。二号におきましては、埋め立
て地を他の用途に使用しようとするか、はんにや
むを得ざる事情があるかどうかという一つは、そ
の埋め立て地の利用上適正かつ合理的な用途に供
するものであるかどうかということ。それから新
しい用途が土地利用または環境保全に関する国ま
たは地方公共団体の法律に基づく計画に違背して
いないことというふうな形式要件と実質要件が三
つ全部かなつていなければ都道府県知事は許可す
ることができなかつた、こういう法律の改正を行な
つております。

○沢田政治君 これはどうですか、たとえば住宅
なら住宅をつくる、工場なら工場をつくる、こう
いうことで許可になるわけですね。また農地とい
う場合もあるでしょう。それをですね、土地を取
得した私人が許可の当時の条件以外の——その用
はもう終つたと、こういう場合は当然国がその
所有権というものを戻してもらふ。こういうこと
はできないのですか。私はここがくせものだと思
ふんです。こういう用途に使うんだということ
で当初は許可を受ける。将来、これを売つたほう
が得だと、転売ですね、これがやっぱり土地投機
を生む一つの原因にもなつていくんじゃないか
と思ひます。しかも、この変更の許可基準とい
いますか、これも非常に抽象的であつた、厳密
じゃない。こういう用に土地を使つた場合非常に
合理的だと小理屈をこねて別の用途に変更される
可能性もあるわけだ。公の土地が投機の対象に
なる可能性ですね、非常にあるわけですね。した
がつて、許可条件、免許条件と違つて使用する場合
には国が一たんそれを戻してもらつて、利用権
を返してあげればこれ問題ないけれども、所有権
を返せるものだから、やはりこれは土地投機の一
つの手段として使われる可能性があると思ひん
で、その点を考えてみましたか。

○政府委員(川田陽吉君) 先生御指摘の点は、形
式論から申し上げますと買戻の特約というこ
とになるわけでございます。公有地をなるべく取
得しておいたほうがいいということは一般的に私
ども考えられるわけでございますが、同時に、い
まの地方公共団体の実情としまして、積極的に行
う行政目的あるいは公用目的に供するといふ
計画がある場合には土地の取得をやつてはそれで
ございまして、一般的な保有地というものを
を大規模な土地については考えられるわけでは
ございまして、小口に分割された土地というもの
につきましては、小口に分割された土地というもの
は、実行可能かどうかという点につきましては、や
はり問題が残ると思ひます。やはり基本的には大規模な
ものについては、一括して国または地方公共団体が

所有権をやつぱり最後まで保有しておくのいかどうかという問題としてこの問題は検討しなればならないのではないかと、どうも私どもは考えております。

○沢田政治君 埋め立てた土地の売却にあたって、従来は原価方式でおそらくなされてきたところが多いのじゃないかと思つた。ところが実際の時価はそれとの相当の差があるわけだ。そういうことから非常に必要なことというところも出てくると思つた。だから、原価が安ければその付近の地価を下げるんじゃないか、逆に、時価が高いんだからそういうギャップが出てくると思つた。そういうことで特定の買受者が膨大な利益をもたらすと、それがまたこの埋め立て熱を盛んにあおっていると、こういう一つの悪循環が今日の現象として出てくると思つた。ですから、埋め立てて許可を得たけれどもあまりうまくいかなかった、こういうようにやつぱり投機をあおる原因というものを水をかけておく必要があると思つた。そういうことを考へておるか。もちろんこれは公有地として利用権のみを貸与するという方式なら問題が起らぬわけだけれども、あくまでも私有権ということになりますと、特に、何というか、投機の対象とか地価高騰の一つの原因になるものは一つ一つやつぱりチェックしていかなくちゃならぬと思つた。この点についてどう考へていますか。

○政府委員(川田陽吉君) 埋め立ての形態には大きく分けて二つの形態がございます。直接埋め立てた人が自分の用途のために使う場合、一番端的な場合は、港湾管理者が埋め立てて港湾の埠頭に使う場合とか、あるいは製鉄工場等が自分の庭先を直接埋め立ててそこに工場施設をつくる場合とか、そういう埋め立てをやつた人が直接その土地を使うという場合と、それから県の企業局等が行なう埋め立てでございますが、大規模な埋め立てをやつて、そしてその埋め立て地を直接じゃなく、国民と申しますか、そこをある目的で使

たいという人に分譲してやるという、そういう分譲の埋め立てと二種類あるわけでございますが、先生御指摘のとおり、分譲用の埋め立てにつきまして造成原価で——造成原価プラスアルファの利息から事務管理費等を加えたそういう額で分譲するということにつきましては、まことに御指摘のとおりな弊害が従来ございます。埋め立ての事業計画がまず立てられまして、そこで、ひもつきでそうした進出企業等から資金を集めて、でき上がりましたら原価計算をやつて土地を割り当てるといふようなことと、最近の地価の値上がりから見てもいまして、非常にその間に大きな地価の値上がり等がありまして、不当な利潤が発生しているのではないかと、いろいろな御指摘を各方面から受けるわけでございますが、今回の改正におきましては四号の五号で、分譲用の埋め立てにつきましては「出願人が公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト」という法律の条文にいたしまして、その政令におきましては、処分方法については公正なやり方で処分しなければならぬといふこと、それから予定対価の額につきましても、だいたい先生から直接の御質問をいただいたわけでございますが、営利企業と非営利企業の二種類に分けて予定対価といふものをきめたらどうか、かといふことをたゞいま私ども考へております。すなわち非常利企業、直接国民が住宅の用に供しようとするような場合においては造成原価プラスアルファでよろしいのではないかと考へますし、また相手が営利企業である場合には時価でこれを売却するのが妥当ではないかといふふうに御指摘のとおり考へている次第でございます。

○沢田政治君 だから、免許を与えて、私に言わした場合は、妥当な価格とか何とかいって、どこが妥当か、ものさしがないのだから、もうけに限度がないと同じように、そういうことじゃ、結局ほらもうけられる可能性があるわけだ。だから免許を与える前に、たとえば自分が使うのはこれはすぐ売らないうけないうから、これはその限りにおいては問題ないとして、明らかにそこを埋め立てて宅地にして分譲するといふ場合は問題なわけだ。こういう場合に、免許をする前に——ともかく原価にプラスアルファといつたところでどこが限度だか、ないでしよう。あなた適当なプラスアルファで言うのだけれども、これは業者と言われれば、それこそ適当なプラスアルファの利潤を取らなければならぬ。それから、地価が今日ほどたいへんな問題になっているのだから、免許する前に、これだけの値段で売れと、それ以上高く売つた場合はこれは許可しないというふうな事前をやつぱり歯どめというものは必要だと思つた。適当なプラスアルファじゃなく、そのプラスアルファといふものはこういうものであるといふことをなぜ明らかにしないか。そうしないことによつて、あなた方はなるべく高く売つてもらいたくないという一つの願望があつたとしても、その願望が現実の問題として生きてこないのですよ。国が許可して埋め立てて宅地を造成したと、だから、そこがぼろ安いなんといふことはあまり聞いたことがない。ほとんど高い。でありますから、そういう歯どめを現実的にこれはかけたほうがいいのじゃないですか、抽象的じゃなく、許可の条件にするわけですよ。そうでなければ許可を与えないと、こういう約束をさせるわけですね。それほどぐらいいなければ、何のためにこの埋め立てをするのか、たれがために鐘が鳴るといふことになるわけだ、私が冒頭に言つたように、どうですか。

○政府委員(川田陽吉君) 公有水面の埋め立ての申請書の中におきまして、分譲用の埋め立てである場合においては埋め立て地の処分の方法とか予定対価、売却の価格を明記させまして、それを審査対象にした上で埋め立ての免許を下すということにいたしました。考へております。

○沢田政治君 いままでの実例が、これは全部というわけにはいきませんが、どうなつていいますか、どれだけの利潤を得ているものでしょうか、業者が、ただ何というか、安く売らせるように予定価格をきめると言ふのだけれども、結局私どもの巷間聞いているところによると、国が許可して埋め立てて分譲したところはものすごく安いという話、聞いたことないのです。だから、あなたの一つの主観だけで言つたんじゃない、この法律の効用というものは及ばぬわけだから、そういう主観的な態度で、うまいつていふだらうといふことで追跡調査もしないで、こういう法律をつくられたんじゃない、国民はありがた迷惑で、これはもう迷惑千万だと思つたのです。だから過去の追跡、現状把握をどうしているのか、その実例があつたらどこでちょっとお聞かせ願ひたいと思つた。まあ諸方どこでもということにいきませんから、こういうような面もあつたんだと、最もいい面の、そういう面の例があつたらひとつ出して下さい。

○説明員(鈴木登喜君) お答えいたします。実は土地の売却の場合は二種類ございまして、一種類は、先ほどもから河川局の次長のお答えになつておりますとおり、公共団体が埋め立てまして、それを公共団体が直接民間に払い下げる場合、それから第二番目の方法は、民間の私企業に埋め立て権を与へまして、その私企業が第三者にさらに売却するといふ二つのケースがございます。最初のケースのほうは、実は私は直接いままでも地方の管理者としてやつてまいりましたけれども、具体的には不動産研究所とか、あるいは審議会とか、あるいは銀行とか、そういうかなり公共的な機関の意見を聞きまして、そこで価格をきめていただいて、それで売却するといふ方法を現実にとつております。これは大体すべての県におきましても、あるいは港湾管理者におきましても、その方法を採用してしております。これが一般に国有の土地を売却する場合あるいは公共団体所有の土地を売却する場合で、そういう手続をとつてございまして、それから民間が埋め立てまして、それを民間が第三者に売却をいたします際には、これは実は御存じのとおり、まだまだ土地の価格規制の問題がなされておられませんので、それはある程度

自由に民間の判断によって近隣地価と比較いたしまして売却しておるようでございます。ただ、今回の新しい法改正におきましては、その後者のほう、二番目のほうはある程度そういうふうな自由な売却をさせないということから、いま河川局の次長のお答えになりましたとおり、第四条の第五号という条文を含まして予定価格をはっきりさせるというふうにしたわけでございます。ただ、その際におきましても、御存じのとおりあまり原価ばかりで——原価で売りますと、買ったほうに非常に利点を与える、特殊な非常にメリットを与える、利得を与えるということになりますし、そうかといまして、時価あるいはそれ以上に売りますと地価をつり上げるような変なまあ作用をもたらすということもございまして、いま河川局次長のお答えになりましたとおり、やはり相手が公共団体であるか私人であるかということも念頭に置かなければいけませんし、それから時価と原価との中間というふうな点も念頭に置いて予定価格が定められるということになるかと思っております。

○沢田政治君 局長、ちょっと聞いておいていただきたいんですが、まあ、こういう法律をつくったと、何とかなるだろうと、こういう安易な気持ちじゃいかぬと思いませんか。でありますから、きのうも建設省の方が参りましていろいろお話を聞いたわけですが、過去に埋め立てられた土地がどういよう利用されて、何がどうできて、そうしてどういよう経済的な位置を占めておるのか、それがまた地域住民にどういよう影響を来たしているのか、この点を——過去の埋め立て地ですね、まあ五年くらいでもないから、どういよう功罪をもたらしているのかですね、ひとつこれを委員会が答弁してもらいたいと、こういう話し合いをしたわけですが、それはとつてもわがほうでは把握していませんと、これは通産省でも呼んで聞いて聞かなくちゃしようがありませんと、こういうわけですね。法律をつくって、あとはだれかが何とかするだろうって、こんなことで法律をつくられたんじや、

現状把握、現状理解しないで法律をつくられたんじやこれたいへんですよ。でありますから、これはもう来年でも抜本的な改正をしなくちゃならぬと思えますが、この法律で私人が土地を埋め立てて分譲した場合どういよう価格になっているのか、詳細にこの委員会に報告してもらいたいと思うんですよ。そうしてそれを把握しておくべきですよ。現状も過去も把握、理解、評価しないで法律を起草するなんておかしな話だと思えますよ。ね、私は。でありますから、そういう点はやっぱり心がまえですから、基礎になりますから、どういよう法律改正するかという、そういうことを将来把握しておいてもらいたいと思えますね。

それともう一つは、中身には入りませんが、時間がありませぬので。私はこの法律の提出者、起草者が、また主管官庁が経済企画庁であるべきだと思っております。まあ、この法律の制定当時は、冒頭に申し上げましたように、土地を埋め立てて領土をふやすのだと、一種の国盗り物語のように領土をふやすんだと、うまく使ってもらうけるんだというところの一つの目的と使命があつたと思えます。ただ今日においてはメリット、デメリット、

地域住民の生活にどう影響するかという観点から、価値観がこれは逆になってきているわけですね。そういうことだから、むしろ環境庁がこれを規制していくと、メリット、デメリットの目をはかっていくと、その結果これを認めていくということにならなければならぬと私は考えるわけですね。ところが、この法律で環境庁の影響というのはいくら薄いわけですね。どうか意見を開くというくらいは調子で同意権がないのですよ。でありますから、埋め立て地をめぐるといふ大きな問題は、やはり自然の破壊、環境が悪化する、こういうところには大きな何となく問題点がしぼられてきているわけですね。これは環境庁として、その程度でいいのかどうか。この法律を起草する際に環境庁がこれに参加したと思えますが、どういよう意見を吐いてどういようことになったのか。この程度でいいんですか、これは。ほん

どの公害、全部とは言えないにしても、その発生源というのは臨海埋め立て地帯から出ていることは事実なわけだ。でありますから、ちよつとぐら環境庁が意見を述べたぐらいでこれは解消されますか。片一方はこれはもう免許規定でありますから、手続規定でありますから、まあ何とかかんとか歯どめがあるようではないただけでも、これはもうこの法律によつてはどうにもならぬですよ。ね。でありますから、ここでやっぱり環境庁が原因をつくつてから対策を講ずるよりも、そういう発生源を起ささないために事前の何と云いますか、調査をして、ここで歯どめをするということになると、出てからアフターケアをやるよりは、ずつと案だと思えますね。でありますから、環境庁はこれをどう考えたのか、これをするか、意見を環境庁長官が述べるぐらいいいと思つたのかどうか、この点は私は疑問を持つてますよ。どなたか環境庁から来ていますか。

○説明員(青木英世君) 今回提案されております公有水面埋立法につきましては、御案内のとおり、都道府県知事が免許をするに際しまして環境の保全という点について大きくうたつておるわけでございます。この際に私どもいたしましては、都道府県知事が免許をいたしました場合に、その開発等が環境に対してどういよう影響を与えるのか、いわゆる環境のアセスメントを十分やつていただきたい、こういうことを要請しておる次第でございます。

それから特定の案件につきましては、主務大臣から環境庁長官に対してしまして環境保全についての意見を求められるわけでございますが、私どももこの際それらの埋め立てであるいは埋め立て地の利用が環境に悪影響のないよう十分チェックして環境保全に万全を期してまいりたい、このように考えている次第でございます。

○沢田政治君 万全を期してまいりたいと言つただけでも、事実はそうじゃないわけだね。今日は瀬戸内海の何と云うか、あの海がもう死ぬところでしょう。たいへんなことになっているわけ

だ。何も万全を期したあととは全然見られないわけですね。でありますから、埋め立てにあつては二年でも三年でも徹底して事前の調査をして、海流とかあるいは汚濁、汚染、こういうものを徹底調査して、最後にやっぱりこれは同意を与える、こういうふうにしなれば、いままでのやり方じや、この答弁は非常に適当な答弁してはいますが、どうにもならぬですわ、これはね。まあ、これは抜本改正という問題も経ますから、ここであまり強く言つても始まりませんから、あとこれは論議したいと思つてます。

それと、まあ水産庁もきょうおいで願つているので一つだけ、せつかくおいで願つたんで、私の質問の多くは次に持ち越すわけであります。この際お聞きしたいと思つてますが、漁業権の補償の場合ですね。これは従来まあ多くそういう例があつたかどうか私知りませんが、聞くところによると、結局漁協単位で補償するわけですから、まあ漁業というのは何も封建的だと言つわけじやないけれども、案外有力者支配がまだ多いところが多いわけですね。そういうことで漁業補償の配分等においても非常に不公平があると、こういうふうに私も非常に不公平があると、どういよう私にも程度聞いておるわけですね。でありますから、あくまでもこれは個人に対して、個人の失われる権利に対して支払うものだと私は解釈しますね。そういうことでありますから、本人のそれによつて失われるところの権利に対する補償という観点から不公平のないような配分をしなければならぬと思つてます。その点について漁業権との関係でどういよう考へていますか。

○説明員(渡辺武君) お答え申し上げます。公有水面の埋め立てが行なわれます場合の補償につきましては、関係漁協が漁民の代表というふうな立場で事業者のほうと補償交渉をやりまして契約を締結するといふような事例が一般的でございます。その場合、その補償契約に基づきまして一括受領しました補償金につきましては、組合の内部におきまして関係する漁民の納得に基づいたような配分が行なわれるように、私たちとしても

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第三三〇八号と同じである。

第四〇八二号 昭和四十八年七月十一日受理
「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対等に関する請願
請願者 東京都中野区丸山二ノ二ノ二
猪俣行英外十一名
紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第三三〇八号と同じである。

第四三〇二号 昭和四十八年七月十三日受理
「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対等に関する請願
請願者 京都市中京区烏丸押小路東入ル
富家宏泰外百二十三名
紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第三三〇八号と同じである。

第三九五七号 昭和四十八年七月九日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 千葉県我孫子市我孫子一、四三三
菊池行敏外四十五名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第三九七四号 昭和四十八年七月十日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 京都市北区衣笠街道町二六 梅津
春二外百七十五名
紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第三九七五号 昭和四十八年七月十日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(二通)
請願者 愛媛県松山市高砂町一ノ四ノ三
渡部正身外二百六十四名
紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四〇〇四号 昭和四十八年七月十日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 愛媛県松山市三番町六ノ五ノ七社
団法人愛媛県建築設計監理協会
長 平昭男外百四十二名
紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四〇〇九号 昭和四十八年七月十日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 福岡市博多区中洲三ノ四ノ一六社
団法人福岡県建築設計監理協会
長 長沢太郎
紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四〇八一号 昭和四十八年七月十一日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 京都市下京区東堀川通下魚柳下ル
鎌屋町一七 川上輝夫外二百三十三名
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四一六五号 昭和四十八年七月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 群馬県前橋市表町二ノ九ノ一五
山田稔
紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四一六六号 昭和四十八年七月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(二通)
請願者 群馬県前橋市大手町二ノ七ノ一二
石井昌吾外千五百一名
紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四二二六号 昭和四十八年七月十三日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 群馬県前橋市文京町三ノ一六ノ一
七 多賀谷正一外二百十九名
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四二三四号 昭和四十八年七月十三日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(二通)
請願者 宮崎市和知川原町一八四ノ五 長
友正夫外百九十五名
紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四三〇三号 昭和四十八年七月十三日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 長崎市桜町五ノ二(三菱谷ビル三
階) 社団法人長崎県建築士事務所
協会会長 深堀豊広外二百六十名
中村 慎二君
紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四三〇四号 昭和四十八年七月十三日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 青森市安方二ノ九ノ一三社団法人
青森県建築士事務所協会内 石川
幸雄外百四十九名
紹介議員 寺下 岩蔵君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四三〇五号 昭和四十八年七月十三日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 大阪府門真市大字一番四三九ノ一
藤原昇外六十七名
紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四六二八号 昭和四十八年七月十四日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願

請願者 鳥取市末広温泉町七二四 本間精
一
紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四六八五号 昭和四十八年七月十四日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(二通)
請願者 東京都町田市中町二ノ二ノ二二三
桑田碧外百五十一名
紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四六八六号 昭和四十八年七月十四日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 宮崎県日向市中町二ノ二 安藤忠
夫外七十二名
紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四七三三三号 昭和四十八年七月十六日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(七通)
請願者 東京都文京区小石川四ノ二〇ノ一
長岡仁外三百七十一名
紹介議員 古賀雷四郎君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四七三三四号 昭和四十八年七月十六日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 青森市安方二ノ九ノ一三社団法人
青森県建築士事務所協会内 横山
忠実外百七十四名
紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

第四七三五号 昭和四十八年七月十六日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 千葉市長洲一ノ二一ノ五 小田切
静雄外百十名
紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第三三〇五号と同じである。

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第四八七四号 昭和四十八年七月十六日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 長野県須坂市太子町九四二 高橋孝外百七十名

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第四八七五号 昭和四十八年七月十六日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 神奈川県相模原市矢部一ノ一八ノ一〇 清水定次郎外百五十七名

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第四八七六号 昭和四十八年七月十六日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 京都市上京区小川通上御霊前上ル下清蔵口町三八 小車正美外二百五十二名

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第四八七七号 昭和四十八年七月十六日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(二通)
請願者 東京都港区芝二ノ三ノ二五 仁木謙治外百三十六名

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第四〇二九号 昭和四十八年七月十日受理
公営住宅建設事業の標準建設単価及び起債充当率の引上げに関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿見島 県議会議長 佐多宗二
紹介議員 迫水 久常君
公営住宅建設事業の標準建設単価を実情に即して引き上げるとともに、建設工事費および用地費に

昭和四十八年九月十日印刷

対する起債充当率もあわせて引き上げられたい。

理由
公営住宅建設事業の標準建設単価については、逐年改定が行なわれ、特に昭和四十八年度には、建設資材の異常な高騰、労務費の上昇等の面から、当初改定単価にさらに上乘せ措置が講ぜられたところであるが、地方公共団体においては、なお超過負担を余儀なくされることが懸念され、さらに、地価の暴騰等により、地方公共団体は多額の用地費負担をしいられる実情にある。

第四一九五号 昭和四十八年七月十二日受理
公営住宅の払下げに関する請願
請願者 静岡県清水市三保二、〇四〇 大石桂司外八百二十名

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

理由
昭和二十六年の制定当時、公営住宅法には第二十四条に耐用年数の四分の一を経過した時は分譲することが規定されており、全国で約十一万户の公営住宅が居住者に払下げられてきたが、その後昭和二十八年と二十九年の二回にわたる建設省住宅局長の通達及び昭和三十四年の法改正により、ほとんど払下げは停止され今日に至っている。しかしながらそれ以前に入居した人々は全国どこでも事業主体の職員によつて払下げの約束をうけており、これを一方的に破ることは法的にも道義的にも大きな責任があり、本年五月二十五日発表された公団公営住宅譲渡払下げの基本方針は問題点はあるが、これの早期実現に協力するものである。

第四八〇一号 昭和四十八年七月十六日受理
国道十六号線バイパス建設反対に関する請願
請願者 千葉市千草台一ノ一七ノ五〇四千 草台団地自治会内 鈴木六三郎外八千名

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

理由
国道十五号線バイパスを千草台団地わきにつくることに反対するとともに、即時建設工事を中止することを要望する。

理由
京葉道路の両側に、上下各二車線の国道十六号線バイパス(幅員二十七メートル)をつくらうとしているが、工事中の上り二車線は千草台小学校に密着し、中学校の校庭の一部を削る乱暴なものであり、また今後工事の強行が予想される団地側部分上り二車線は、四百メートルにわたつて団地東側の盛土を削り、住居棟に密着した道路となり、騒音、排気ガス公害はもとより、化学工業用可燃物輸送車の爆発の不安にもさらされることになるが、それだけでなく当該地区は、急ピッチで開発が進んでいる京葉工業地帯からの排気ガスと自動車の排気ガスとの複合汚染で、小学校では光化学スモッグの被害が出、呼吸器をおかされたり、小児ぜんそくとなる学童が相次いでおり、国体、産業開発にのみ役立てるために沿線住民、老人ホーム、小中学校の居住、教育環境を決定的に破壊するような道路の建設は許されるべきではない。

第四八二二号 昭和四十八年七月十六日受理
公営住宅法の改正等に関する請願
請願者 大阪府豊中市千里北町三ノ四B三 一ノ一〇二 渡辺勝利外二千四百八名

この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。
紹介議員 小林 武君
八月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、建築設計監理の業法制定に関する請願(第九九七号)

昭和四十八年九月十一日発行

実外二百四十七名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

八月十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、建築設計監理の業法制定に関する請願(第九九七号)

第五〇七八号 昭和四十八年七月三日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 千葉県船橋市宮本六ノ二五ノ一九 今井金三外九十三名

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

紹介議員 渡辺一太郎君

第四九九五号 昭和四十八年七月二十七日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(三通)
請願者 大阪府西區土佐堀通五ノ五八八社団 法人大阪建築設計協会会長 小川

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X